

写

26 消安第312号
平成26年4月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、熊本県内の肉用鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨、熊本県に対して通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、熊本県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまでも、本病の防疫については、防疫指針や「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 熊本県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導
- (3) 強化通知の立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農場における遵守状況の再確認

2 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遗漏がないよう、消毒薬等の防疫資材の準備状況を再確認し、必要な手当を行うとともに、本病発生時の通報・連絡体制を再確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階の危機管理体制について、再点検を行うこと。

3 適確な初動対応の徹底について

異常家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

本日、熊本県の肉用鶏農場①において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置して開催し、今後の対処方針を決定しました。

また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定しました。

当該2農場は、症状が出た農場で簡易検査が陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：

①発生疑い農場

熊本県球磨郡（くまぐん）多良木町（たらぎまち）

②飼養者が同一の農場

同県同郡相良村（さがらむら）

飼養状況：

- ① 肉用鶏（約5万6千羽）
- ② 肉用鶏（約5万6千羽）

2. 経緯

- (1) 昨日午後、熊本県は、死亡鶏増加等の通報を受けて農場①の立入検査を実施。
- (2) インフルエンザ簡易検査で死亡鶏の5羽中5羽で陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動制限を指示するとともに、遺伝子検査を実施。

(4) 本日、遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。

(5) また、当該農場の飼養管理者は、別農場②の管理も行っていたため、当該別農場も疑似患畜の発生農場と判定。なお、同県が当該別農場についても移動制限を指示済み。

3. 今後の対応

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. ①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
6. 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 疫学調査チームの派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1)当該農場は、簡易検査で陽性となった時点から飼養家きん等の移動を制限しています。
- (2)なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、武久

代表：03-3502-8111（内線 4582）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第45回 家きん疾病小委員会」の開催について

農林水産省は、平成 26 年 4 月 13 日（日曜日）に、「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第 45 回 家きん疾病小委員会」を開催いたします。
会議は非公開です。ただし、冒頭のカメラ撮影は可能です。

1 概要

熊本県において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に関し、今後の防疫措置に係る技術的な助言を得るために、「食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第 45 回 家きん疾病小委員会」を開催いたします。

また、今回の議事概要は、会議終了後に以下の URL で公開いたします。

<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/index.html>

2 開催日時及び場所

日時：平成 26 年 4 月 13 日（日曜日）13 時 00 分～15 時 00 分（予定）

会場：農林水産省 本省 4 階 第 2 特別会議室（ドア No. 467）

所在地：東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

3 議題

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

＜添付資料＞

- ・ 家きん疾病小委員会委員名簿

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、大倉

代表：03-3502-8111（内線 4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>